

# 定 款

株式会社アバールデータ

## 第1章 総 則

- 第1条 商号
- 第2条 目的
- 第3条 本店の所在地
- 第4条 機関
- 第5条 公告方法

## 第2章 株 式

- 第6条 発行可能株式総数
- 第7条 株券の発行
- 第8条 自己の株式の取得
- 第9条 単元株式数および単元未満株券の不発行
- 第10条 単元未満株式についての権利
- 第11条 株主名簿管理人
- 第12条 株式取扱規則

## 第3章 株 主 総 会

- 第13条 株主総会の招集
- 第14条 定時株主総会の基準日
- 第15条 招集権者および議長
- 第16条 決議の方法
- 第17条 議事録
- 第18条 議決権の代理行使
- 第19条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

## 第4章 取締役および取締役会

- 第20条 員数
- 第21条 選任方法
- 第22条 任期
- 第23条 取締役会規程
- 第24条 取締役会の招集通知
- 第25条 代表取締役および役付取締役
- 第26条 相談役および顧問の委嘱
- 第27条 取締役会の招集権者および議長
- 第28条 取締役会の決議方法
- 第29条 取締役会の議事録

第30条 報酬等

第31条 社外取締役との責任限定契約

## 第5章 監査役および監査役会

第32条 員 数

第33条 選任方法

第34条 任 期

第35条 常勤の監査役

第36条 監査役会規程

第37条 監査役会の招集通知

第38条 監査役会の決議方法

第39条 監査役会の議事録

第40条 報酬等

第41条 社外監査役との責任限定契約

## 第6章 計 算

第42条 事業年度

第43条 剰余金の配当の基準日

第44条 中間配当

第45条 配当の除斥期間

附 則

## 第1章 総 則

### 第1条（商 号）

当社は、株式会社アバルデータと称し、英文では、AVAL DATA CORPORATION と表示する。

### 第2条（目 的）

当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 一般通信機器の製造、販売。
- (2) 工業用計測器並びに工業用制御装置の製造、販売。
- (3) 物理、化学、医学用等の電子装置の製造、販売。
- (4) その他各種電子応用装置の製造、販売。
- (5) 前各号に付帯する一切の事業。

### 第3条（本店の所在地）

当社は本店を東京都町田市に置く。

但し、必要な地に支店および出張所を設ける事ができる。

### 第4条（機 関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、2,350万株とする。

#### 第7条（株券の発行）

当社は、株式に係る株券を発行する。

#### 第8条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

#### 第9条（単元株式数および単元未満株券の不発行）

当社の単元株式数は、100株とする。

2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。

但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

#### 第10条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第11条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

#### 第12条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

#### 第13条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### 第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### 第15条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

#### 第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第20条（員数）

当社の取締役は8名以内とする。

### 第21条（選任方法）

取締役は株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

### 第22条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

### 第23条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。

### 第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### 第25条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

### 第26条（相談役および顧問の委嘱）

取締役会は、その決議によって、相談役および顧問を置くことができる。

#### 第27条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第28条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第29条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席取締役および出席監査役がこれに記名押印または電子署名する。

#### 第30条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### 第31条（社外取締役との責任限定契約）

当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

### 第5章 監査役および監査役会

#### 第32条（員数）

当会社の監査役は4名以内とする。

#### 第33条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第34条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第35条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### 第36条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。

#### 第37条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第38条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### 第39条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名する。

#### 第40条（報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### 第41条（社外監査役との責任限定契約）

当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第6章 計 算

### 第42条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### 第43条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

### 第44条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

### 第45条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

### 附 則

第9条第1項（単元株式数および単元未満株券の不発行）の変更は、平成18年9月1日より効力を生ずる。

なお、本附則は平成18年9月1日をもって削除する。

### 附 則

この規程は、1959年8月23日から適用する。

一部改正	1990年12月 1日
一部改正	1991年10月25日
一部改正	1994年 6月29日
一部改正	1997年 6月27日
一部改正	1998年 6月26日
一部改正	1999年 6月29日
一部改正	2002年 6月27日
一部改正	2003年 6月27日
一部改正	2004年 6月29日
一部改正	2006年 6月27日